



# セネガル銀行(1853-1901)設立の背景とその実態 (〈特集〉アフリカ・インドの研究最前線)

正木, 響

---

(Citation)

国民経済雑誌, 211(1):39-57

(Issue Date)

2015-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009233>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009233>



セネガル銀行（1853-1901）設立の  
背景とその実態

正 木 響

国民経済雑誌 第211巻 第1号 抜刷

平成27年1月

# セネガル銀行（1853-1901）設立の 背景とその実態

正 木 響

1848年の奴隷制廃止宣言に伴う奴隷主への賠償金の一部を利用して、セネガル銀行は、1853年にナポレオン三世によって創設が宣言された。本稿では、その誕生の背景から終焉までの過程を辿ることで、19世紀の西アフリカの社会経済の概要と、そこに発券銀行や信用貨幣を導入する過程を英領西アフリカとの違いに言及しながら示す。19世紀末に観察されたフランス帝国主義の強化と植民地の拡大を受けて、1901年、セネガル銀行はより広い範囲をカバーする西アフリカ銀行にとって代わられることでその役目を終えた。しかし、セネガル銀行時代に形成された域外との金融取引制度は、フランスの植民地拡大の手段となり、独立後はフランス国庫に開かれた操作勘定口座にその姿を変え、良くも悪くも当該諸国の経済・金融制度に影響を与えている。

キーワード 19世紀, セネガル銀行, 西アフリカ, フランス, 帝国主義

## 1 はじめに

現在、西アフリカの旧仏領7カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）に旧スペイン領のギニアビサウを加えた8カ国は西アフリカ通貨同盟（Union Monétaire Ouest-Africaine: 以下、UMOA）を形成しており、まずは西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des Etats de l’Afrique de l’Ouest: BCEAO）が発行する単一通貨CFAフランを共有している<sup>1)</sup>。次に、この共通通貨CFAフランの通貨価値は、1ユーロ=655.957CFAフランでユーロに固定されることがフランス政府によって保証される代わりに、中央銀行BCEAOが保有する対外純資産の50%に相当する外貨をフランス国庫に開かれた操作勘定に預けることが義務付けられている<sup>2)</sup>。本稿の目的は、この特殊な金融システムの原型となるセネガル銀行時代に形成された対外経済システムを理解するために、1853年に皇帝ナポレオン三世が創設を宣言したセネガル銀行の誕生の背景から終焉までの概略をまとめることである。

セネガル銀行はフランスの奴隷制廃止宣言に伴う措置として、19世紀半ばに、セネガル川

河口のサンルイ島に設立された。サンルイは、19世紀末にダカールにとって代わられるまでフランスの西アフリカ侵攻および支配の拠点であり、セネガル銀行は、まさに西アフリカ植民地金融の礎と認識される。しかしながら、筆者が10年以上も前に簡単な概略をまとめた極めて稚拙で間違いも散見される研究ノート以外に日本語で書かれた文献は見当たらない<sup>3)</sup>。そこで、既に刊行されている伝語の既存研究のサーベイが中心にはなるが<sup>4)</sup>、この間に筆者が蓄積してきた19世紀のフランスとセネガルの経済関係に関する研究を踏まえて、改めてその概要をここにまとめたい。なお、邦文で書かれた本研究が幾ばくかの貢献ができるとすれば、以下の2つの分野になるであろう。まず、銀行や信用貨幣が存在しなかった西アフリカ地域にこれらを普及させる過程を示すことによる経済史の分野である。もう一つは、フランスの西アフリカ侵攻の一端を提示することによるフランス植民地史・帝国主義研究の分野である。

以下、第2節では、フランスがセネガル銀行を創設した背景を明らかにするために、19世紀半ば前後の西アフリカとヨーロッパの経済関係について簡単に説明し、続いて第3節では、英仏両国における中央銀行の考え方の相違を踏まえて、英領西アフリカに導入された金融システムとの違いに触れる。続いて第4節では、奴隷制廃止とセネガル銀行誕生の関係を明らかにし、第5節では、具体的にセネガル銀行の業務内容を紹介する。そして最後に、セネガル銀行の経営実態からその終焉までの過程を、西アフリカのフランス支配や社会経済を踏まえて論じる。

## 2 セネガル銀行創設以前の西アフリカとヨーロッパの経済関係

公に奴隷貿易が禁止となった19世紀前半、産業革命に沸くヨーロッパ列強が西アフリカに求めたのは、工業の原材料および機械油やその汚れを落とす際に不可欠な石鹼の原料となる植物性油脂——具体的にはパーム核や落花生——であった。このうち英国はパーム核を、フランスは落花生をアフリカに求め、双方ともにこれまで「点」でしかなかった交易拠点を「面」へと広げるべく、支配地域の拡大を図った。これら換金作物は、ラテンアメリカや一部の東アフリカではヨーロッパ人による大規模プランテーションで生産されたが、西アフリカでは、一般的にアフリカの小農によって担われた。小農が生産した作物は、仲買人によって集められ、沿岸部に支店を構えるヨーロッパ系商社を通じて輸出された。

アフリカから奴隷、金など、多くの財が輸出されたが、これらを入手するために、ヨーロッパ商人達がアフリカに持ち込んだ財には大きく分けて2種類ある。一つは、銃、アルコール、ビーズ、インド更紗など、ヨーロッパ人の間においても広く受容された財である。もう一つは、ヨーロッパ人の関心はほとんどひかないが、西アフリカ現地では交換財として広く受容されていた財である。具体的には、子安貝、マニラと呼ばれる銅輪、鉄棒そしてギネと呼ばれるインド産藍染綿布などが挙げられ、これらは同質的な形状から数えやすく、保存しやす

いという特徴を持っていたことから、事実上、商品貨幣として利用されていた。

しかし、こうしたバーター交易では、ヨーロッパ商人がアフリカから入手する製品の総額とヨーロッパ商人がアフリカに持ち込む財の総額がおおよそ等しくなる必要がある。しかし、このことは、アフリカ側がより多くのヨーロッパ製品の輸入を望んでも、アフリカが輸出している財の総額を超えてヨーロッパ製品が輸入されないことを意味した。つまり、貨幣は交換手段として機能するのみで、融資や投資の手段としての機能は果たしていなかった。そしてヨーロッパ諸国の支配地域の拡大と換金作物生産の増大は、植民地にも信用供与の必要があることを認識させることとなった。実際、換金作物の栽培開始から収穫、販売そして入金までには相応の時間を要し、農作物の収穫期に現地のアフリカ人農民が求める銀貨の需要が集中したことから、そうした遠隔地間での決済や一時的な正貨需要に応えるためにも、貸出や手形割引を行う銀行が求められた。

1815年、長らく英仏の間で争奪が繰り返されていた西アフリカのいくつかの領土の所有権が確定し、まずは、セネガル川河口のサンレイおよびヴェルデ岬傍のゴレ島そしてその周辺のいくつかの商館がフランスの支配下におかれた。そしてこれら植民地との交易を推進するために、フランスは1820年頃に、現地でグルドゥ (gourde) と呼ばれる5フラン銀貨を持ち込んだ。本銀貨は1803年、ナポレオン・ボナパルトが定めた「貨幣法」に基づいて鑄造され、盾の図柄が模されたことからエキュ (écu) と呼ばれ、後に「ラテン通貨同盟」の基準にもなった。銀の含有量が多かったこともあって、フランスの通貨グルドゥは英領ガンビアなどでも広く流通した。これとは別に、1825年8月17日の王令および1826年8月16日の通達でセネガルでの使用を目的とした5サンチーム (銅10グラム) と10サンチーム (同20グラム) の貨幣もパリの造幣局で3万フラン鑄造された (Neurrisse 1987: 59-61)。しかしながら1840年以降、植民地フランが導入される1944年まで、西アフリカ専用の硬貨が鑄造されることはなく、フランス本国の硬貨がそのまま西アフリカに持ち込まれた。とはいっても、ヨーロッパでも通用する硬貨を西アフリカとの間で頻繁にやりとりするのは賢明ではない。また、西アフリカに銀行が創設される以前、植民地で資金を必要とする入植者たちは、収穫物を担保にヨーロッパ港湾都市の商人から融資を受けていたが、その資金調達コストは高く、利子は年率18%に達したと言われる (BCEAO 2000: 147)。加えて、フランス本国での不安定な政治体制もあり、西アフリカにフランス通貨が十分に供給されていたとは言い難く、手形割引を通じて信用を供与する銀行を現地に設立する必要性が高まることとなった。

### 3 英仏両国が西アフリカ植民地に導入した金融システムの相違 ——銀行学派と通貨学派——

1797年に、英国政府は過剰に発行された銀行券の兌換停止措置に踏み切り、ヘンリー・ソー

トンやデビッド・リカードを擁する通貨学派 (Currency Principle) の主張を受けて、銀行券の発行量は銀行が保有する金塊の量で完全にカバーされるべきとの考えの下、1816年の法令で、金をポンドの唯一の価値基準とし、純金113.00162グレーンを含有するソヴリン金貨を1ポンドとする金本位制を公式に採用した。こうした通貨学派に対して、市場で取引される財やサービスを裏づけに振り出される商業手形の割引を通じて銀行券を発行するならば (Real Bills Doctrine)、市場が必要とする以上の紙幣が発行されることはない、通貨の過剰発行による物価騰貴はありえないと主張したのが、ジョン・スチュワート・ミルに代表される銀行学派 (Banking Principle) である。以上にみる論争は後に再燃することになるものの、英国では通貨学派の主張が認められる形で、1844年に銀行勅許法 (ピール銀行条例) を施行し、これにより銀行券の発行はイングランド銀行に限定し、イングランド銀行の発券部門と銀行部門は分離され、保証準備 (主に政府債) を超える額の銀行券の発行には、金銀正貨準備が必要とされることになった。

対して、フランスを含む大陸ヨーロッパでは、むしろ、通貨発行量の裏づけとなる準備通貨を弾力的に捉える銀行学派の考えが広く受け入れられた。そもそも、フランス銀行 (Banque de France) 自体、元を辿れば、ナポレオン・ボナパルト (1804年5月以降、ナポレオン一世) によって商業手形の割引を行う銀行の一つとして、1800年1月18日にパリに創設された民間の金融機関に他ならなかった。実際、資本金3,000万フランは、額面1,000フランの株券3万株に分割され、オートバンク (Haute Banque) と呼ばれるパリの大個人金融業者によって出資・支配されており、当初、手形決済を中心とした短期の融資 (90日以内) が、フランス銀行の主な業務であった (Diatkine et Gayman 1994: 59-61)。なお、イングランド銀行に4年ほど遅れた1848年、フランス銀行に銀行券の独占的な発行権が与えられた<sup>5)</sup>。

こうした英仏両国の政策の違いは、植民地に導入された制度の違いにも反映された。英国は、1849年に、モーリシャスに「カレンシーボード制」を導入して以降、次々と類似の制度を他の植民地にも広げた。カレンシーボード制は、ある植民地の通貨をあらかじめ決められた公定平価で英国ポンドなどの特定の準備通貨と交換することを義務付ける制度で、植民地の通貨発行量は保有する準備通貨の量に制限された。英国が英領西アフリカ (現在のナイジェリア、ガーナ、シエラレオネ、ガンビア) にカレンシーボードを形成したのは1912年と比較的遅いが、発券業務以外の銀行業務は、英領西アフリカ銀行 (Bank of British West Africa) やコロニアル銀行 (Colonial Bank) のような民間銀行に委ねたことから、ローカルな銀行の発展が促された。

対して、仏領植民地では、1850年代に、政府のバックアップの下で民間の植民地発券銀行が次々と設立され、発行される植民地通貨の価値はフランス本国の通貨に固定されたが、通貨発行量の全てが金銀正金や国債でカバーされる必要はなかった。つまり、フランスの植民

地で導入された制度の方が、植民地の政治経済の発展・変化に合わせてフレキシブルに貨幣供給量を調整する余地を与えたともいえる。しかしながら、フランスの植民地銀行は、発券業務と銀行業務の双方を担ったため、ローカルな民間銀行が育たず、現在においても、フランスの大銀行の子会社が現地で大きな影響力を維持しているという実態を物語っている。

#### 4 奴隷制廃止とセネガル銀行の誕生

##### 4.1 奴隷制の廃止と植民地銀行創設の関係

フランスが各植民地に植民地銀行を設立する直接的なきっかけとなったのは、1848年の奴隷制廃止宣言である。これにより、植民地では、1685年以来効力のあった黒人奴隷を管理・支配するための法律、黒人法典（Code noir）が撤廃され、それまで無償労働を提供していた黒人奴隷は定期的に賃金が支払われる労働者となった。これを受けて、フランス政府は、「奴隷解放に伴う入植者への賠償支払いに関する1849年4月30日法（以下、1849年4月30日法<sup>6)</sup>）」を發布し、奴隷制の撤廃により経済的不利益を被る奴隷主への賠償方法を定めた。具体的な内容は、カリブ海周辺のマルティニック、グアドループ、ギアナ、インド洋のレユニオン、アフリカのセネガル、そしてノシベ&サン＝マリー（現マダガスカル）の6領土の奴隷主に総額600万フランの現金と、同額の国債（表面利率5%）を賠償金として給付するというものであった。そして、後にこの国債の1/8、つまり12.5%を天引きして、それを各植民地に創設する金融機関の準備資産とし、元奴隷主には新設銀行の株券が代わりに渡されることになった<sup>7)</sup>。ちなみにセネガルとノシベ&サン＝マリーを除いた4領土は、フランス革命以前からの植民地——古い植民地（Anciennes Colonies）——であり、これら4領土に賠償額の約98%、約588万フランが支払われた<sup>8)</sup>。対して、セネガルへの賠償額は、奴隷の数そのものが9,860人と少なかったこともあり、10万5,503.41フランに留まった<sup>9)</sup>。

設立当初、植民地銀行の主たる目的は農場主が労働者に定期的に支払う賃金や換金作物生産に必要な資本を融資することであり、発券業務については考えられていなかった。しかし、先にみたように、植民地では恒常的に正金が不足していたことから、それよりも価値の低い交換手段を導入する必要性が高まっていた（BCEAO 2000: 166）。そこで流動性不足を補うために植民地で銀行券を発券する必要があるとの意見が出され、2年にわたる議論を経て、1851年7月11日の「植民地銀行を設立するための組織法（loi organique）（以下、1851年7月11日法）」およびその付録で、まずはギアナを除く「古い植民地」それぞれに、20年の期限付きで資本金300万フランの植民地銀行を設立し、銀行券を独占的に発行することが認められた（BCEAO 2000: 153-154）。セネガルおよびその属領については、これら4植民地に少し遅れた1853年12月21日のデクレ（政令）で、1851年7月11日法に則って、資本金23万フランのセネガルおよびその属領銀行（セネガル銀行）を設立することが認められた。

もっとも、奴隷制廃止の賠償金として給付された国債の12.5%分だけでは、到底、銀行設立に必要な資本を賄えない。そこで配当が5%の株式を発行し、株主引受人を公募することが、それでも十分な資本金が集まらない場合には、元奴隷主に配布された国債からさらに充当されることが決められた（1851年7月11日法の第3条）。また、各植民地銀行が発行する株の、一株当たりの額面単価は500フランとされ、1849年4月30日法の第7条の条項で株主となった元奴隷主に対してのみ、必要に応じて50フランの端株が発行された（1851年定款の第7条）。また、植民地銀行が利益を出した場合には、当初決められた配当の5%に加えて、法律に則った比率で追加的な配当がなされることとなった（同28条）。

#### 4.2 セネガル銀行の誕生と組織

株式会社セネガル銀行は、フランス領アフリカで唯一の「融資と手形割引を目的とした発券銀行」として、1855年8月に、セネガル川河口のサンルイ島で業務を開始した。セネガル銀行の定款は、植民地銀行の業務を規定した1851年7月11日法の付録として定められ、他の植民地銀行と同様に1851年から20年の時限付き機関として設置された。しかしながら、1870年の普仏戦争勃発と第二帝政末期の混乱の中で、1871年に新しい法律は公布されず、1874年の9月11日まで1851年の法律が効力を持った。改めて、新しい植民地銀行設置法が公布されたのはその期限が切れる直前の1874年7月5日で、1874年9月11日から再度20年間の存立期限が定められた。なお、この時に、セネガル銀行の資本金は23万フランから30万フランに引き上げられ、1888年にも、再度60万フランに引き上げられている。1874年の法律は1851年の法律をほぼ踏襲したが、いくつかの変更点もある。紙幅の関係で全てに言及できないが、重要なものについては必要に応じて逐次述べていく。

植民地銀行内の経営方針は、支配人（directeur）<sup>10)</sup>、4人の取締役（administrateurs）、2人の監査役（censeurs）を中心に、株主総会（Assemblée générale）や取締役会（Conseil d'administration）で決定された。このうち、株主総会は少なくとも毎年1度、7月に実施され（1851年定款の第35条）、参加できるのは、過去6ヶ月間で株式の保有数が多い150人とされたが、少なくとも過去5年間、セネガルもしくは他のフランス植民地、またはフランスの住人であったという事実を示すことができない非フランス人株主は総会に参加できなかった（同31条）。株主総会の議長は支配人がつとめ、投票権は、保有株数にかかわらず一人につき一票とされたが（同34条）、保有株数の多い上位3名が事務局（bureau）を構成し、互選で事務局長（secrétaire）を選出した（同35条）。株主総会では、銀行の経営状態についての説明がなされ、決算報告が発表されるとともに、3名の取締役と1名の監査役が選挙で選ばれた（同36条）。したがって、大株主の意見が銀行経営に少なからず影響を与えたことは明らかである。実際、後述するガスパール・ドゥベ（Gaspard Devès）氏やモーレル・エ・プロ

ム（Maurel et Prom）社の代表といった大株主が取締役に就くことが珍しくなかった。

取締役会は支配人と4人の取締役で構成された。このうち1人の取締役には植民地財務官が就き、2名の監査役も取締役会にアドバイザーとして同席した（同40条）。取締役会は、定款の枠内で手形の割引率、利子率、為替レート、手数料、保管料から従業員の給与やボーナスに至るまで、銀行経営に必要なあらゆる規程を定める権限を持った（同41条）。取締役会は、少なくとも、週に2度開かれるが、支配人が必要と認識したとき、もしくは少なくとも1名の監査役が求めるときには臨時に開かれた（同43条）。

支配人は植民地銀行設置法第11条によって設置された植民地銀行監督委員会が提出した3名の候補者リストと、海軍植民地省および財務省の説明を参考に、フランス共和国大統領の政令で任命されたが（同46条）、緊急の場合には、植民地総督が、暫定的な支配人を任命した（同51条）。支配人のサインなしに審理や取引が実施されることはなく、支配人は必要書類のサインのみならず、銀行の管理や従業員の採用も行った（同46条）。解任についてもフランス共和国の大統領の政令で行われた（同50条）。支配人自身が交易や貿易商社の運営に携わることは禁止されていた（同49条）。

株主総会で選出される取締役3名の任期は3年で、再任は可能で、1年ごとに3分の1が改選された（同54条）。監査役は2名で、1名は植民地検査官（*contrôleur colonial*）もしくはその代理人が務めたが、残りの1名は株主総会で選出された（同40条）。株主総会で選出される監査役1名の任期は2年で、取締役と同様、再任は可能であった（同56条）。監査役の主な仕事は、支払準備金の残高や帳簿の監査、必要と思われる手段の提案であったが、仮に、彼らの提案が取締役会に聞き入れられない場合には、議論の過程を記録に残すことを要求することができた（同57条）。植民地検査官は、監査役の権限の範囲で、総督や海軍植民地大臣とも連絡をとり、必要な報告を行った（第59条）。植民地検査官が必要な任務を実行できない場合は、総督によって代理人が送り込まれ、その人物が、代わりに監査役の任務に就いた（同60条）。また、植民地を管轄する大臣や総督は、必要に応じて、銀行に関する資料を閲覧することができた（同61条）。

最後に、銀行運営の損失によって、資本が3分2以上減った場合には、速やかに清算され、3分の1減った場合で、過半数以上かつ合計で資本の3分の2以上を占める株主が要求する場合には、臨時の株主総会を招集し、清算の審議が可能であった（同62条）。

以上に見るように、セネガル銀行は日本銀行よりも約40年も早く、アフリカにいち早く創設された発券銀行になるが、植民地支配の結果といえども、フランス銀行に強く影響を受けたかなり近代的な制度を持った銀行であった。

## 5 セネガル銀行の業務内容とフランス本国との金融取引

### 5.1 セネガル銀行の業務内容

セネガル銀行を含む植民地銀行の第一の役割は発券業務であり、植民地銀行には、それぞれの植民地で当初、500、100、25フランの3種類の、1874年からはこれらに加えて5フラン銀行券を独占的に発行することができた。これら銀行券には、それぞれの植民地銀行の名前と「持参人に一覧で正金 (numéraire) を支払う。」と印刷されていた。ただし、5フランの銀行券が正金と交換されるには、25フラン毎にまとめる必要があった<sup>11)</sup>。銀行券は後述するパリの中央管理局の指示の下でパリで印刷され、各植民地に運び込まれた。植民地に到着した紙幣は、取締役会立会いの下、支配人によって数えられ、登録簿に記録された。登録簿には、一連の書類、銀行券番号、発行日、廃棄日が記録され、銀行券発行に際しては、銀行券上に支配人、監査役、出納係 (caissier) のサインが、そして登録簿にはサインした人物の氏名が記され、銀行券の廃棄方法も細かく定められていた<sup>12)</sup>。

流通する銀行券の総額 (billets en circulation) は、英領のカレンシーボードに比べれば緩い規程ではあるが、銀行の保有する正金の3倍以内に収めること、これに加えてセネガル銀行のバランスシートの負債総額 (発行銀行券、当座預金、その他負債) は資本金総額の3倍を越えてはならないとされた (1851年7月11日法の第5条<sup>13)</sup>)。ただし、後者については、1874年の新定款で、当座預金とその他負債のうち正金で預けられている金額相当分を考慮することとなった。理解しにくいので具体例を示そう。1871年の12月31日の時点で、セネガル銀行が保有する正金は474,359.69フラン、これに対して銀行券の発行総額は845,630フランと、正金の3倍以内であったが<sup>14)</sup>、資本金との関係でみれば資本金が23万フランにすぎなかったことから明らかに限度をオーバーしている。この傾向は1872年以降も続き、アリベールの研究によると、1872-74年期間の平均的な紙幣の発行量は86万フランであり、それを資本金の3倍以内に収めようとする、割引率 (利子率) は6-7%に上昇し、セネガルの主要輸出品である落花生の金額が1キントル (約50 Kg) あたり、23フランから20フラン、そして17フランへと低下するなど、明らかに貨幣供給量減少に伴うデフレが観察されることとなった (Alibert 1983: 39-40)。1874年に資本金が23万フランから30万フランに引き上げられた背景にはこうしたことがあり、当座預金とその他負債が正金で預けられる場合には資本金の3倍を超える発券が認められることとなった。

紙幣発行以外の植民地銀行の主な業務内容は、①手形割引、②担保貸付、③手形を中心とする為替業務、④預金および貴金属の預かり、⑤公的機関への融資、⑥債券の取り扱い、⑦金銀の取引である。以下では、Renaud (1899) を基にそれぞれの業務について簡単に紹介する。

### ① 手形割引

支払能力が十分にあると認識されている植民地在住者2名のサインが付された商業手形で、一覽後90日以内に支払われる手形（支払期日が明示されているものについては、支払期日までの日数が120日を超えないもの）を割り引いた（1851年定款の第13条）。もっとも、植民地で上記の条件に該当するヨーロッパ人を見つけることは容易ではない。したがって、1名分のサインについては、貨物の預かり証や収穫前の作物の譲渡で代替可能とされた。また1874年の改革で、国債や銀行の株、貴金属も代替手段として認められた。しかし、これは次にみる担保貸付とほぼ同等の意味を持つこととなった。

### ② 担保貸付

倉庫に保管されている財、輸出入予定の財、金塊や貴金属、1874年以降は国債や株券といった有価証券が担保となった。なお、西インド諸島などでは収穫前の換金作物も融資の対象となったが、セネガルでは換金作物を生産しているのはヨーロッパ人ではなく現地の小農であったこともあり、収穫前の換金作物を担保にすることは禁止されていた。

### ③ 手形を中心とする為替業務

手形、小切手、郵便為替などを用いて現金を移動させることなく、代金支払などの決済を行う業務である。詳細は次節でみるが、植民地とフランス本国との間の決済で重要な役目を果たした。

### ④ 預金および貴金属の預かり

資本を持つ者から資本を預かり、それを用いて必要な銀行業務を提供した。植民地には資金を投じる機会が少なかったこともあって、過剰に預金が増えることを避けるために植民地銀行が利子を支払うことは禁止されていた（Renaud 1899: 78）。預金者には銀行から小切手帳が交付された。また、預かるのは法貨のみならず金・銀なども含まれ、この場合には、預かった財の状態や価値、預けた者の名前を記した受領書が預金者に渡された（Renaud 1899: 79）。

### ⑤ 公的機関への融資

1874年の法改正によって、セネガル銀行の準備金総額を上限に、フランス本国、植民地、地方自治体に融資することが可能となった。ただし、パリの植民地銀行監督委員会が、資金の利用が本来の植民地銀行の目的に合致しないと認識した場合には、制限された（Renaud 1899: 79）。重要なものとしては、1885年に建設が始まったダカールとサンルイ間の鉄道建設に向けた融資が挙げられる。まずは226万1,700フラン、そしてその5年後には500万フランが投じられた（Amaïzo 2001: 140）、また、1892年には利率5.5%でサンルイ・コミューンに16万フラン、ルフィスク・コミューンに6万フランが融資されている（Alibert 1983: 47）。

### ⑥ 債券の取り扱い

これも、1874年の法改正によって可能となった業務で、フランス本国、植民地、地方自治体が発行する債券や株式の取り次ぎ業務になる（Renaud 1899: 80）。フランス本国での公募も認められており、その際には後述する中央局が関与した（Renaud 1899: 80）。

#### ⑦ 金銀の取引

西アフリカには金鉱山があったことから、セネガル銀行には加工前の金なども持ち込まれた。ただし、1867年の植民地銀行監督委員会の指導に伴い、そうした金を受け取る際には、実際の価値の1/6で勘定に繰り入れられることとなった（Renaud 1899: 81）。また、換金作物（落花生）を生産していた現地の農民は銀行券に価値を見いださなかったため、落花生を入手するためには、依然として銀貨を提供することが望まれた。そうしたことから、フランスメトロポリから正金を輸入し、それを提供するという業務はセネガル銀行においても大きな比重を占めていた。

以上が植民地銀行の主な業務になるが、このうちフランス宛て手形振出しと金銀の取引および手形割引が重要な業務であった。毎年刊行されるレポートに基づいて1855-1901期間のセネガル銀行の取引金額をグラフ化したアメゾの研究成果によると、1890年までは、フランス宛て手形振出しと金銀の取引がほぼ拮抗しながら手形割引業務の数倍の売り上げを記録していたが、1890年を境に手形割引業務がまずはフランス宛て手形振出しを、1895年からは金銀の取引を大きく上回るようになっていく（Amaïzo 2001: 112）。しかしながらセネガル銀行の閉鎖がほぼ確定した1898年に手形割引業務の取り扱いは急落し、それを補うかのように金銀の取引とフランス宛て手形振出し業務の取引金額が再び増えている（Amaïzo 2001: 112）。なお、1890年前後の手形割引業務急増の背景には、後述するように、関係者による不適切な運営というスキャンダルがあり、このことは、結果的にセネガル銀行の経営を悪化させることに繋がった。

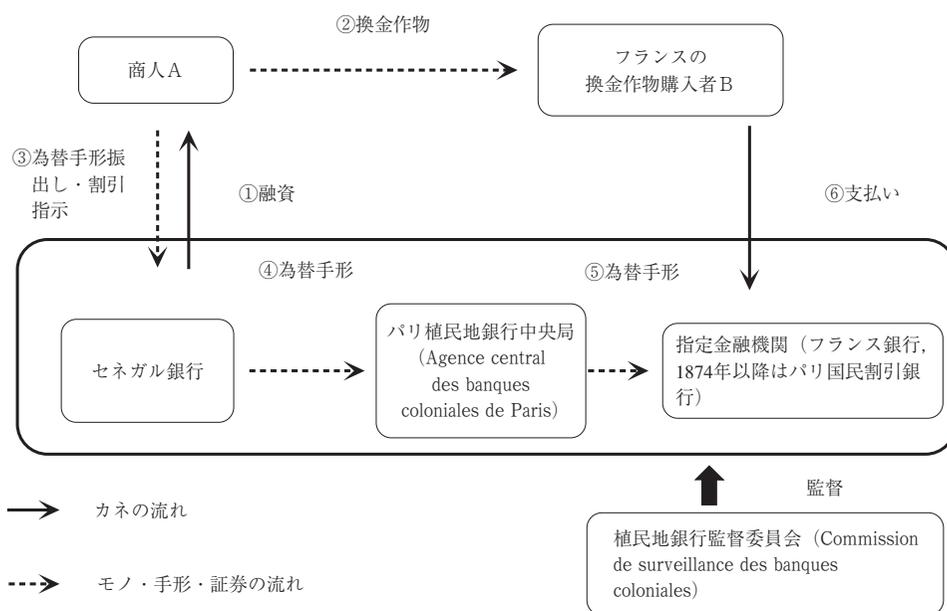
### 5.2 フランス本国との金融取引

まず、フランス本国に設置された植民地銀行関連組織についてみてみよう。1852年11月17日の政令で、それぞれの植民地銀行をパリで統括し、必要に応じて植民地銀行に代わって植民地を統括する<sup>15)</sup>省や植民地銀行監督委員会（Commission de surveillance des banques coloniales, 以下、監督委員会）と折衝したり、パリで必要な雑務を遂行したりする植民地銀行中央局（Agence central des banques coloniales 以下、中央局）が設立された。なお、監督委員会は、植民地を統括する省の下でこれら植民地銀行を監督することを目的に、1851年7月11日法の第13条でパリに設立され、國務院（Conseil d'Etat）から選ばれた議員1名、植民地を管轄する大臣が指名する2名（1874年以降は4名、うち2名は株主）、財務大臣が指名する2名、フランス銀行の審議会で選ばれた2名の計7名（1874年以降は9名）で構成さ

れた。監督委員会は、植民地銀行の経営に関するあらゆる書類に目を通し、定期的に国民議会や大臣に報告し、政府が植民地銀行に関する法令を定める際にも、意見を述べることができた。これに対して中央局の局長（Agent central des banques coloniales）は、植民地銀行の代理人と位置づけられ、監督委員会が推薦する3名の候補者の中から、植民地を管轄する省によって任命された。

セネガル銀行はフランスとの金融取引を、当初、フランス預金供託公庫（Caisse des dépôts et consignations）と指定金融機関（Etablissement de crédit désigné）内に開かれた2つの口座を通じて行っていた。預金供託公庫とは、ナポレオン一世が1816年の特別法によって設立した100%国営の金融機関で、当初の目的は、国債の償還のための財源を制度的に確保するための基金（減債基金）であり、植民地銀行の資本金の一部がフランス国債であったことから、この口座を通じて、植民地銀行に配当支払いがなされたり、植民地政府の余剰資金の運用などがなされたりした<sup>16)</sup>。これ以外の金融取引は、海軍植民地大臣の指定を受けた指定金融機関内に開かれた当座預金口座を通じて行われた。指定金融機関とは、「複数ある植民地銀行の銀行」のような役割を果たす機関で、当初はフランス銀行が指定された。しかし、1874年からはパリ国民割引銀行（Comptoir national d'escompte de Paris: CNEP）がその役割を担うこととなり、これと同時に、フランス預金供託公庫との金融取引もCNEPを通じて行われることとなった<sup>17)</sup>。つまり、セネガル銀行が資本金として保有するフランス国債に対する利払いはフランス預金供託公庫からCNEPに開かれたセネガル銀行口座になされるようになった。そしてこの指定金融機関内に開かれた口座を通じて、植民地外との金融取引が行われ、海外から植民地への支払いは本口座に入金され、逆に植民地から海外への支払いは本口座から出金された。結果的に、口座の資産が負債を上回る場合には、フランス銀行の利率を1%下回る利子が支払われ、逆の場合には1%上回る利子が徴収された（Amaizo 2001: 83）。また、指定金融機関は、植民地銀行が必要とする正金を発送する任務を負っていた。具体的には、植民地銀行が、中央局に依頼を行うと同時に、指定金融機関宛てに手形を振り出し、それを受け取った指定金融機関が、中央局の指示・監督の下で、植民地銀行の口座から必要金額を引きだし、正金を植民地に送付した。中央局は、植民地銀行と指定金融機関の間で様々な取引を介在した。たとえば、現金の入った袋を輸送業者に引き渡す際に中央局は立ち合い、保険や船荷証券の手続きをして植民地に発送した。同様に、銀行券の作成・送付、フランス本国在住株主への配当支払い、そして植民地銀行が必要とする物資の配送なども、中央局が植民地銀行に代わって手続きをした（Bruneel 2011: 39）。一連の業務に必要な費用や中央局の運営に必要な経費は指定金融機関に開かれた当座預金口座から中央局に支払われた。これに対して、中央局は、植民地銀行との取引を、植民地銀行ごとに明確に区別して管理し、毎月、取引の内容や状況を植民地銀行に報告することが義務付けられた（1852年12月4日法

図1 セネガル銀行の融資と貿易決済の関係



の第15条)。

なお、植民地銀行は融資業務も行っており、融資業務と為替業務を組み合わせた取引が展開されることも珍しくなかった。決済の方法は、セネガル銀行に口座を所有するか否かなど、状況によって異なるが、植民地銀行が行える為替業務は、外国宛て為替手形 (letter de change, traits など) の割引もしくはパリでの支払いを指示する手形や送金為替 (mandat) の販売であったので (Mingot 1912: 47)、たとえば図1にみるような関係にあった。まず、植民地にいる商人Aが、担保を差し出して小農から換金作物を購入するための資金を植民地銀行から借りるとする (①)。その後、購入した換金作物はフランスにいる買い手Bに輸出される (②)。その際、商人Aは、フランスにいる買い手B宛に、自分もしくは植民地銀行を受取人とする為替手形を振り出し、自分を受取人とする為替手形の場合はそれを植民地銀行に裏書譲渡し、①の返済に充てた (③)。なお、英国などでは、振出地と支払地が同一でも為替手形を振り出せたが、フランスでは、1894年の見直しまで、ナポレオン商法典第110条で振出地と支払地が異なることが義務付けられていた。つまり、為替手形は、離れた地域間の決済に利用されるものであり、さらに、振出人を受取人とする為替手形を振り出すことで、商人Aが買い手Bに持つ債権と、植民地銀行が商人Aに対して持つ債権が等しくならない場合であっても、銀行に手形を裏書譲渡して換金し、為替手形の支払日前に融資額を返済すること

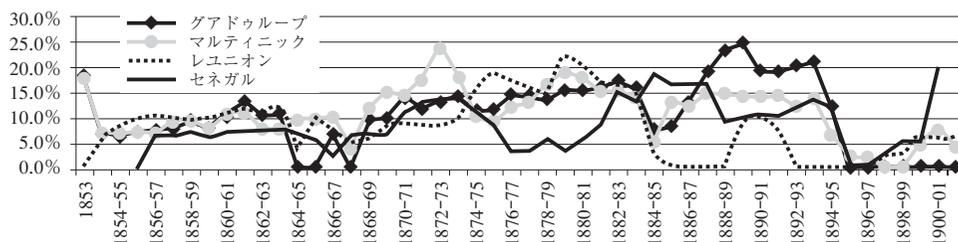
が可能であった。どちらにしてもセネガル銀行の資産に組み入れられた為替手形は船荷証券などと一緒にパリに送付され、中央局を經由して（④）、指定金融機関に裏書譲渡される（⑤）。そして支払日には換金作物の輸入者Bが指定金融機関に代金を支払って（⑥）、輸入を実行し、一連の取引は終了する。指定金融機関に支払われた代金は植民地銀行に送金されることなく、後日、植民地が何らかの輸入を行う場合や植民地銀行が必要とする経費の支払いに充てられた。逆にセネガル居住者がフランス本国から輸入する場合には、セネガル銀行に口座を持つ者は手形を振り出し、そうでない者はセネガル銀行で送金為替を購入し、それを輸出者に送り、輸出者はそれを指定金融機関に提示することで輸出代金を回収した。つまり、セネガルとフランス本国との決済は、パリにある指定金融機関に開かれた口座を通じて実行されるという制度が構築されていた。ここに当該地域で独立後も維持され、現在でもフランス国庫内で機能している操作勘定の原型が見出せる。

## 6 セネガル銀行の経営実態とその終焉

セネガル銀行の会計年度は、7月1日に始まり、6月30日に終わり、決算報告は、毎年2回、6月30日と12月31日締めで行われた。この時、利益の50%は準備金として天引きされ、配当については、セネガル総督の許可を経て、まずは、資本金に対して年率5%が2期に分けて株主に支払われた。さらに利益がある場合にはその5割が株主に追加的な配当金として支払われ、残りの5割については、その8割が準備金に、1割が支配人に、残りの1割が雇員者に対するボーナスとして支払われた。なお、セネガル銀行約50年の歴史で、配当が支払われなかったのは、図2にみるように、1855-56年、1895-96年、1896-97年、そして1897-98年の第1期のみであり、5%の配当を実行できなかった年も全体で8年度分のみである。しかし、このことはセネガル銀行の経営が順調であることを意味するわけではない。むしろ、他の「旧植民地」の銀行に比べて、その経営規模は小さく活発とは言い難いものであった。

セネガル銀行とカリブ海周辺の「旧植民地」の植民地銀行との大きな違いは、後者ではヨーロッパ人入植者の多くがプランテーションの農場主であり、これらプランターが植民地銀行の主な取引相手であったのに対し、セネガルの場合、ヨーロッパ人が求めた換金作物（落花生）を生産していたのは現地の小農であり、むしろ彼等から落花生を購入するヨーロッパ商人がセネガル銀行の主な取引相手であったことである。これにより以下にみるような問題が発生した。まず、フランス語が読めない現地の小農にとって、セネガル銀行の銀行券はただの紙切れでしかなく、5フラン銀貨の方が5フラン銀行券よりも高く取引された。アメゾによるとその差は5-6%に達したという（Amaizo 2001: 129）。しかし、正金で希望額全てを渡してしまうと、銀行の準備資産が減るため、植民地政府は、植民地銀行の銀行券が額面通りの価値を持ち、そのレートでの受け取り拒否を禁じる措置（cours forcé des billets de

図2 主な植民地銀行の配当率の推移



Goumain-Cornille (1903: 134) に示された各年の配当額より配当率を計算して筆者作成。

banque) を講じて、銀行券の普及に努めることとなった。しかし、アフリカの農民は交換手段が銀行券であるかぎり落花生を渡さない。そこで商人達は、9-10月の収穫期が近づくとアフリカ人が喜んで受け取るような光り輝く銀貨を自身の船でフランスから運び込み、収穫期が終わると、役目を終えた硬貨を再びフランスに送り返すということをはじめた。19世紀の時点で、セネガルで経済活動を行う商人の多くは、フランス本国のボルドー由来の家族経営の色濃く残る貿易会社の関係者であった。彼らは事実上、セネガル植民地経済を支配し、政治的にも力を持っていた。たとえば、商人が正金を植民地に持ち込む場合、他の輸入財と同様5%の輸入税が課されていたが、ボルドーの商人達は、海軍植民地省に何度も嘆願書を提出して、正金に課税しないようにセネガル総督府に圧力をかけていたことが、ボルドー商業会議所の議事録に記されている。<sup>19)</sup>

結局、こうした商人達の行動は、セネガル銀行の経営を圧迫した。加えて定款で二人分のサイン（一人分については規程に則り代替可）が義務付けられているにもかかわらず、その条件を満たさないで割引かれている手形が少なくないことが、存立期限満了を控えた1894年に監督委員会の調査で明るみになる（Goumain-Cornille 1903: 211）。帳簿上の資産に計上されている有価証券は120万フランであるが、実際、定款に則ってきちんと処理されたものは40万フランしかなかったという（Alibert 1983: 50）。さらに翌年の1895年には、セネガル銀行が30万フランの債権を持つ老舗商社ガスパール・ドゥベ社が倒産してしまう。ガスパール・ドゥベは、ボルドー出身の父と混血の母を持つムラート（mulâtre：混血）で、1875-1880年にサンレイ・コムユーンの市長を、またセネガル銀行の取締役を務めた経験を持つ、言わばセネガルの名士であった。つまり、一連のスキャンダルは、一部の既得権益層と植民地銀行間の癒着を明るみにするとともに、存立期限の延長を不可能とし、セネガル銀行の経営が危機的状况に陥る要因にもなった。しかしながら、それでも株主たちは、1895-96年の株主総会の場で配当を望んだという。結局、この年と翌年の配当支払いは植民地大臣によって禁じられたが、これに対して株主たちが<sup>20)</sup> 国務院に植民地大臣がセネガル銀行の経営に不当な介入をしているとの訴えをおこすという一幕もみられた（Alibert 1983: 51）。

実は、セネガル銀行の株の多くを握るのはボルドー所縁の商人であった。元々、セネガルの奴隷主の大半はヨーロッパ人ではなく、伝統的に家内奴隷を持つ習慣のあった現地の黒人であった。しかし、彼らは、賠償金の一部として受け取ったセネガル銀行の株式をヨーロッパ人に譲渡することが多く、とりわけボルドー商人——なかでもモーレル・エ・プロム (Maurel et Prom) 社——が、現金やヨーロッパ製品と交換にその多くを買い取った (Neurrisse 1987: 74)。その結果、1869年時点で、モーレル・エ・プロム社およびその関係者が、460株のうち約32%に相当する146株を保有する状態にあっ<sup>21)</sup>た。2回の増資もあって、それ以降も、ボルドー商人たちは着実にセネガル銀行の株式を獲得し、結果的に、セネガル銀行の経営にボルドー商人達の意図が反映されることになった。しかしながら、フランス本国にある本社との取引が主体のこれら商人にとって、セネガル銀行を介さなくても、外部との経済取引は可能であった。むしろ先にみたように短期的利益を求めて独自に正金を持ち込むなど、明らかに彼らの関心はセネガル銀行が長期的に安定的に経営規模を拡大することではなかった。それにもかかわらず、彼らがセネガル銀行の株式の保有を希望したのはなぜであろうか。複数の研究者は、彼らの目的は、19世紀前半の時点で、サンルイやゴレ島で強い力を持っていたアビタン (Habitant) と呼ばれる現地住人や黒人商人がフォーマル経済にアクセスすることを制限することであったと指摘する (Neurrisse 1987; Assidon 1989; Lydon 1997)。結果的に、彼らの関心はセネガル銀行の経営安定や規模拡大ではなく株主として高い配当を受け取ることに向けられた。

こうした状態にあって、近代的でより現実に即した銀行が求められるようになるのも時間の問題であった。1885年のベルリン会議を経て、ヨーロッパ列強のアフリカ支配が強まる中、フランスの支配地域も確実に広がっていく。1893年には、仏領ギニア、コートジボワール、ダホメの3つの植民地が形成された。そして1896年には、これらの地域は前年に誕生した仏領西アフリカ (Afrique Occidentale Française, 以下 AOF) に統合されることになった<sup>22)</sup>。とりわけ新しく獲得した植民地に利権を持っていたのは、19世紀後半になって存在感が目につくようになったマルセユ商人・商社であった。代表的な企業に、1887年に設立されたCFAO (Companie Française de l'Afrique Occidentale) が挙げられる。2012年に日本の豊田通商が買収して話題となったあのCFAOである。ボルドー企業が個人の名前を冠した商店・商会レベルに留まる傾向にあったのに対し、CFAOは明らかに近代的な企業の様相を呈していた (Bonin 1987)。

1901年6月29日、1875年に設立されたインドシナ銀行をモデルとした新銀行となる西アフリカ銀行 (Banque de l'Afrique Occidentale: BAO) の創設が宣言され、翌日の6月30日にセネガル銀行はその役目を終えることとなった。新銀行の本部はアフリカではなくパリに置かれ、中央局を介在させることなく、1884年に創設されたばかりの植民地省が直接、銀行の管理・

監督を行うようになり、活動範囲も上記の AOF およびコンゴ（1910年には *Afrique Equatoriale Française*, 略称 AEF）に広げられた。この体制の中で、西アフリカ銀行は、植民地支配・拡大の装置としての役割を果たしていく。セネガル銀行から西アフリカ銀行へ移行するにあたって、1901年6月30日時点で資産から負債を引いた金額が約90万フラン<sup>23)</sup>（元の資本金は60万フラン）であったことから、株主にセネガル銀行の株2株とBAOの株3株（いずれも額面は500フラン）の交換が呼びかけられた（BCEAO 2000: 298）。次に、フランス政府やCFAOを中心とするマルセーユ企業が資金を拠出し、資本金150万フランの、まずは20年を存立期限とする銀行としてBAOは誕生した。初代銀行頭取（Président）は、モーレル・エ・プロム社のエミール・モーレルが就き、支配人にはその友人であり、セネガル銀行の最後の支配人エンリ・ヌヴィオ（Henri Nouvion）がそのまま着任した。しかしながら、銀行の規模拡大に熱心ではなかったボルドー商人とそれに抵抗するマルセーユ商人の間で軋轢が生じることは珍しくなかった（Ama'zo 2001: 146）。最終的には、フランス帝国主義と結びつきながら、時にはその推進役となったCFAOのような近代的な企業が、家族をベースとした旧き良き時代の制度を維持しがちであったボルドー勢力を凌駕することとなった。これはある意味、より近代的な制度への脱却を意味したが、そのことがよりダイナミックで強力な植民地支配の実施を可能にした。

### 結びにかえて

西アフリカ銀行（BAO）は、1925年12月22日の法律で設立されたマダガスカル銀行とともに、フランス帝国主義の下でブロック経済化やフラン圏の形成に重要な役割を果たした。なお、指定金融機関であるパリ国民割引銀行（CNEP）が植民地とフランス本国との金融取引で果たしていた役割はBAOでも維持され、独立直後から現在までフランス国庫内に開かれた操作勘定という形で現在においても、フランス植民地主義の遺産として、良くも悪くも当該諸国の経済・金融制度に影響を与え続けている。

### 注

- 1) UMOAを構成している加盟国が、UMOAとは異なる西アフリカ経済通貨同盟（Union Economique Monétaire Ouest-Africaine: UEMOA）を、別途、形成していることに注意が必要である。なお、UMOA/UEMOAとフランスの関係については拙稿（2009）（2011）（2014）を参照いただきたい。
- 2) 類似の制度は旧仏領赤道アフリカおよびマダガスカルの北部に位置する島嶼国コモロに対しても別途構築されている。
- 3) 日外アソシエーツ Magazine Plus, 国立情報学研究所 Cinii データベース, Google Scholar および Google Books での調査結果に基づく（2014年8月31日実施）。

- 4) 本研究をまとめるにあたって、まず、2000年に BCEAO が刊行した三巻、約1400頁からなる西アフリカ通貨同盟史を参照した。次に、植民地銀行に関する研究として19世紀末前後に刊行された、Denizet (1899), Renaud (1899), Goumain-Cornille (1903), Mingot (1912) を用いた。また、セネガル銀行を論じた書籍として Alibert (1983), Amaizo (2001) を参照した。史料としては、1854年に刊行されたセネガル銀行に関する法律や定款をまとめた *Banque du Sénégal et dépendances: Lois, statuts et documents divers*, およびフランス銀行史料室の請求番号 No. 1069199703 の史料を参照した。これ以外に、カリブ海の植民地銀行を扱ったものになるが、フランス銀行が刊行した Bruneel (2011) も参考になる。
- 5) ただし、1803年時点で、パリ地域のみではあるが銀行券を独占的に発行する権限がフランス銀行に与えられている。
- 6) Loi du 30 avril 1849, relative à l'indemnité accordée aux colons par suite de l'affranchissement des esclaves.
- 7) ただし、賠償金の金額が1000フランに満たない株主は、この天引き対象からは除外された（1949年4月30日法の第7条）。
- 8) これら4地域は、フランスからの入植者も多く、現在においてもフランス海外県（Département et Région d'Outre-Mer: DROM）の位置づけにある。なお、2003年3月の憲法改正以前は、海外県（Départements français d'Outre-Mer: DOM）と呼ばれていた。
- 9) 人数については、BCEAO (2000: 148) より。ちなみに、マルティニックは74,447人、グアドゥループは87,087人である。
- 10) セネガル銀行の後継銀行となる BAO では頭取（Président）という呼称が使われていることから、それとの差別化を意識して、支配人とした。
- 11) Ministère de la Marine et des Colonies Assemblée Nationale Année 1874, Loi portant prorogation du privilege des banques coloniales, et des statuts desdites banques des 21 et 29, Mai et 24 juin 1874, 第4条 (BCEAO 2000: 241-244)。
- 12) Règlement intérieur de la Banque du Sénégal, arrêté par le conseil d'administration dans sa séance du 17 août, 1855 の第74条から第83条 (BCEAO 2000: 234-235)。
- 13) 発券ではなく、流通としているのは、市場に流通せず、銀行の金庫の中で管理されている新札が存在するというセネガルの特殊性を反映している (BCEAO 2000: 285)。
- 14) 1871年時点の通貨発行額と BCEAO が保有する正金の金額については、BCEAO (2000: 239) に基づく。
- 15) 正式な名称は、海軍省、海軍植民地省（Ministère de la marine et des colonies）、戦争海軍省（Ministre de la guerre et de la marine）のように時代によって異なる。なお、1883年に植民地高等諮問委員会（Conseil supérieur des colonies）が創設された際に植民地行政は海軍から切り離され、これが翌年の植民地省の誕生に繋がった。
- 16) 20世紀初頭までに、政府の行政資金および公共機関の資金の保管所兼政府の預金局、保険局の中央金庫へと役割を多角化していった。参照：豊崎（1916：509-510）。フランス国債が植民地銀行の資本金となっていたことから、預金供託公庫との資金のやりとりが頻繁に行われた。参照：1852年12月4日法の第4条。
- 17) セネガル銀行を含む全ての銀行に適用されたのは1874年になるが、古い植民地の銀行において

- は、この時期よりも早い段階で CNEP を指定金融機関としていた (Goumain-Cornille 1903: 23)。
- 18) 本事例を作成するにあたって Denizet (1899: 133-134)、および Amaïzo (2001: 120) を主に参照した。
- 19) ボルドー商業会議所の議事抄録, *Extraits des procès-verbaux, lettres et mémoires de la Chambre de Commerce de Bordeaux*, 1872/2/23, 1873/5/16, 1873/6/17 より (ジロンド県立公文書館所収)。
- 20) 国務院は政府提出法案や政府から付託を受けた問題について答申を提出する諮問機関であると同時に行政裁判所としての役割を担う。
- 21) Dieng, A.A. *Le rôle du système bancaire dans la mise en valeur de l'Afrique de l'Ouest, les Nouvelles Editions Africaines*, Dakar, 1982 に基づいてアメゾが作成した表による (Amaïzo 2001: 141)。対象をボルドーに縁のある商人全体に広げると、その合計は262株 (約57%) になる。
- 22) AOF が創設されたのは1895年であるが、ギニアやダホメ (現在のベナン) まで拡大されたのは1896年である。
- 23) 正確には90万1,491.59フラン (BCEAO 2000: 297)。

#### 引用文献

##### 史料

フランス国立図書館

Banque du Sénégal et dépendances. 1854. *Lois, statuts et documents divers*.

フランス銀行史料室

Banques Coloniales 請求番号 No.1069199703.

ジロンド県立公文書館 ボルドー商業会議所議事抄録

*Extraits des procès-verbaux, lettres et mémoires de la Chambre de Commerce de Bordeaux*.

##### 刊行物

Alibert, Jacques. 1983. *De la vie coloniale au défi international: Banque du Sénégal, BAO, BIAO, 130 ans de banque en Afrique*. Paris: Chotard et Associés Editeurs.

Amaïzo, Yves Ekoué. 2001. *Naissance d'une banque de la zone franc: 1848-1901: Priorité aux propriétaires d'esclaves*. Paris: L'Harmattan.

Assidon, Elsa. 1989. *Le commerce captif: Les sociétés commerciales françaises de l'Afrique noire*. Paris: L'Harmattan.

BCEAO. 2000. *Histoire de l'Union Monétaire Ouest Africaine (Tome I)*. Paris: Georges Israel-Editeur.

Bonin, Hubert. 1987. *CFAO, Cent ans de compétition*. Paris: Economica.

Bruneel, Didier. 2011. *Des banques coloniales à L'IEDOM*. Paris: Banque de France.

Denizet, Pierre. 1899. *Essai sur les banques coloniales*. Paris: A. Pedone.

Diatkine, Daniel and Jean-Marc Gayman. 1994. *Histoire des faits économiques. tome 1, croissance et crises en France de 1840 à 1890*. Paris: Nathan.

Goumain-Cornille, André. 1903. *Les Banques Coloniales*. Paris: L. Larose.

Le Touzé, Charles. 1883. *Traité théorique et pratique du change des monnaies et des fonds d'état français et étrangers*. Paris: Librairie Guillaumin et Cie.

- Lydon, Ghislaine. 1997. "Les péripéties d'une institution financière: La Banque du Sénégal, 1844-1901," S. Mbaye, I. Thioub and C. Becker ed., *AOF: Réalités et héritages. Sociétés ouest-africaines et ordre colonial*. Dakar: Archives nationales du Sénégal.
- Mingot, René. 1912. *La question des banques coloniales*. Paris: J. Siraudeau.
- Neurrisse, André. 1987. *Le Franc C.F.A.* Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence.
- Renaud, Edouard. 1899. *Les banques coloniales*. Poitiers: Imprimerie Blais et Roy.
- 豊崎善之助. 1916. 『仏蘭西の銀行及金融』大倉書店.
- 正木響. 2009. 「西アフリカの経済統合の成り立ちと現状」『金沢大学経済学論集』第29巻第2号, 325-361.
- . 2011. 「グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション——植民地時代の遺産を乗り越えて——」『アジア・アフリカ研究』（アジア・アフリカ研究所）第51巻第3号（通巻第401号）, 44-67.
- . 2014. 「西アフリカ（経済）通貨同盟の成り立ちと近年の動向（前篇）——旧宗主国フランスとの関係を中心に——」『Africa』（一般社団法人アフリカ協会）第54巻第3号, 40-49.